

第5 徴 税 費 等 に 関 す る 調

1 年度別徴税費

	番号	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
① 徴税費 (A + B + C + D)	1	3,157,303	100.0	3,042,396	100.0	3,144,725	100.0	3,073,855	100.0	3,055,759	100.0
人件費 (A)	2	916,194	29.0	882,413	29.0	898,651	28.6	879,648	28.6	873,386	28.6
職員給	3	463,498	-	449,940	-	458,026	-	451,886	-	456,273	-
諸手当	4	264,988	-	252,445	-	261,315	-	254,328	-	245,363	-
時間外勤務手当	5	26,009	-	20,888	-	21,212	-	17,890	-	13,352	-
特殊勤務手当	6	1,568	-	1,939	-	1,734	-	1,385	-	1,251	-
その他の手当	7	237,411	-	229,618	-	238,369	-	235,053	-	230,760	-
その他の人件費	8	187,708	-	180,028	-	179,310	-	173,434	-	171,750	-
旅費 (B)	9	2,391	0.1	2,092	0.1	2,139	0.1	1,474	0.0	1,637	0.0
需用費等 (C)	10	501,813	15.9	400,429	13.2	484,174	15.4	440,978	14.3	433,224	14.1
需用費	11	43,877	-	37,208	-	41,612	-	40,325	-	39,218	-
通信運搬費	12	41,524	-	40,314	-	39,076	-	37,048	-	36,698	-
備品費	13	-	-	88	-	983	-	-	-	-	-
委託料	14	324,154	-	177,050	-	253,727	-	213,626	-	205,263	-
使用料及び賃借料	15	73,251	-	125,943	-	125,850	-	125,046	-	124,848	-
その他	16	19,007	-	19,826	-	22,926	-	24,933	-	27,197	-
徴収取扱費等 (D)	17	1,736,905	55.0	1,757,462	57.8	1,759,761	56.0	1,751,755	57.0	1,747,512	57.3
個人県民税徴収取扱費	18	1,453,219	-	1,462,541	-	1,461,505	-	1,463,803	-	1,453,524	-
地方消費税徴収取扱費	19	54,297	-	55,750	-	53,881	-	52,673	-	54,574	-
納税貯蓄組合連合会補助金	20	1,626	-	1,642	-	1,516	-	1,129	-	1,069	-
特別徴収義務者交付金等	21	227,763	-	237,529	-	242,859	-	234,150	-	238,345	-
② 税収入 (決算額)	22	90,635,763	-	92,415,897	-	91,458,940	-	91,917,441	-	99,633,779	-
③ 税収入に対する徴税費の割合 ①/②	23	-	3.5	-	3.3	-	3.4	-	3.3	-	3.1
④ 徴税職員数	24	144	-	138	-	139	-	138	-	139	-
事務吏員数	25	128	-	122	-	124	-	122	-	123	-
その他の職員数	26	16	-	16	-	15	-	16	-	16	-
⑤ 徴税職員1人当りの税収入額 ②/④	27	629,415	-	669,680	-	657,978	-	666,068	-	716,790	-
⑥ 徴税職員1人当りの徴税費 ①/④	28	21,926	-	22,046	-	22,624	-	22,274	-	21,984	-
人件費 (含旅費)	29	6,379	-	6,409	-	6,481	-	6,385	-	6,295	-
(A+B)/④											
物件費 (含徴収取扱費等)	30	15,547	-	15,637	-	16,143	-	15,889	-	15,689	-
(C+D)/④											

注 1 「事務吏員数」は、派遣職員を除いた実人員数である。

2 「徴税職員数」の「その他の職員」とは、会計年度任用職員である。

2 個人県民税徴収取扱費交付額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	円	円	円	円	円
納税義務者数によるもの (納税者数(人))	1,417,554,750 (473,071)	1,422,423,750 (474,452)	1,420,938,000 (473,353)	1,420,319,250 (473,475)	1,413,284,250 (471,448)
県に払い込まれた金額によるもの (払込金額(円))	388,527 (5,550,759)	453,256 (6,475,392)	286,954 (4,099,634)	154,529 (2,207,802)	172,528 (2,464,836)
過誤納金及び還付加算金によるもの	28,901,706	30,704,402	30,240,357	35,386,113	32,362,112
納期前納付による報奨金によるもの	-	-	-	-	-
配当割額又は株式等譲渡 所得割額の還付(充当)によるもの	6,374,229	8,959,852	10,039,364	7,942,568	7,704,769
交 付 額 計	1,453,219,212	1,462,541,260	1,461,504,675	1,463,802,460	1,453,523,659

注 交付額の算定基礎は次による。

- 1 「納税義務者数によるもの」は、納税義務者一人につき3,000円。
- 2 「県に払い込まれた金額によるもの」は、平成18年度以前の課税分に係る払込金額の100分の7に相当する額。
- 3 「過誤納金及び還付加算金によるもの」、「納期前納付による報奨金によるもの」及び「配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付(充当)によるもの」は、それぞれ相当する額。

3 特別徴収義務者等に対する交付金

交付 年度	対象税目	特別徴収義務者交付金			特別徴収指導交付金		交付額計
		対象人員	対象税額	交付額	対象団体	交付額	交付額
29		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	15	164,914,300	823,800	1	300,000	1,123,800
	軽油引取税	108	8,725,853,880	217,794,900	1	4,000,000	221,794,900
	産業廃棄物税	11	193,803,417	4,844,600	-	-	4,844,600
	計	134	9,084,571,597	223,463,300	2	4,300,000	227,763,300
30		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	148,816,000	743,200	1	300,000	1,043,200
	軽油引取税	107	9,099,102,112	227,432,100	1	4,000,000	231,432,100
	産業廃棄物税	12	202,168,244	5,053,600	-	-	5,053,600
	計	135	9,450,086,356	233,228,900	2	4,300,000	237,528,900
元		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	150,645,250	752,300	1	300,000	1,052,300
	軽油引取税	105	9,349,954,630	233,320,000	1	4,000,000	237,320,000
	産業廃棄物税	11	179,502,316	4,486,700	-	-	4,486,700
	計	132	9,680,102,196	238,559,000	2	4,300,000	242,859,000
2		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	153,126,200	764,800	1	300,000	1,064,800
	軽油引取税	103	8,960,562,269	223,477,300	1	4,000,000	227,477,300
	産業廃棄物税	10	224,351,822	5,607,500	-	-	5,607,500
	計	129	9,338,040,291	229,849,600	2	4,300,000	234,149,600
3		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	16	145,490,200	726,500	1	300,000	1,026,500
	軽油引取税	103	9,126,176,502	227,717,600	1	4,000,000	231,717,600
	産業廃棄物税	9	224,085,270	5,601,000	-	-	5,601,000
	計	128	9,495,751,972	234,045,100	2	4,300,000	238,345,100

注 1 特別徴収義務者交付金の算定基礎は次による。

- ・ゴルフ場利用税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入した額の100分の0.5。
- ・軽油引取税及び産業廃棄物税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入（徴収猶予期間内納入を含む。）した額の100分の2.5

2 特別徴収指導交付金は、特別徴収義務者を構成員とする団体に対して予算の範囲内で交付する。

4 市町村に対する交付金

	個人県民税 徴収取扱費 交 付 金	ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	自動車税 環境性能割 交付金	県民税利子割 交 付 金	県民税配当割 交 付 金	県民税株式等 譲渡所得割 交 付 金	法人事業税 交 付 金	地方消費税 交 付 金
	円	円	円	円	円	円	円	円
鹿 角 市	47,542,392	-	12,357,000	1,580,000	7,778,000	10,748,000	36,281,000	751,276,000
小 坂 町	6,875,230	-	2,142,000	275,000	1,380,000	1,919,000	19,855,000	132,155,000
大 館 市	106,693,964	4,469,920	16,544,000	4,403,000	21,681,000	29,953,000	132,305,000	1,793,530,000
北 秋 田 市	43,699,450	7,079,275	12,364,000	1,604,000	7,901,000	10,916,000	33,738,000	781,510,000
上 小 阿 仁 村	3,010,152	-	1,152,000	87,000	426,000	590,000	990,000	52,506,000
能 代 市	74,207,212	-	13,044,000	3,128,000	15,373,000	21,225,000	87,346,000	1,318,974,000
藤 里 町	4,436,496	-	2,040,000	117,000	584,000	809,000	1,649,000	72,464,000
三 種 町	22,145,800	10,905,475	6,075,000	796,000	3,920,000	5,415,000	10,896,000	376,797,000
八 峰 町	9,338,841	6,055,770	2,517,000	310,000	1,531,000	2,116,000	6,801,000	162,170,000
秋 田 市	477,033,531	53,348,505	46,425,000	24,957,000	122,606,000	169,273,000	732,726,000	7,881,152,000
男 鹿 市	35,607,512	7,245,700	9,356,000	1,330,000	6,505,000	8,966,000	33,995,000	645,908,000
潟 上 市	47,981,191	-	7,131,000	1,800,000	8,904,000	12,322,000	23,346,000	738,416,000
五 城 目 町	12,125,244	-	3,031,000	422,000	2,066,000	2,847,000	6,549,000	216,597,000
八 郎 潟 町	8,057,007	-	1,312,000	295,000	1,443,000	1,989,000	3,083,000	134,638,000
井 川 町	6,265,932	-	1,946,000	224,000	1,108,000	1,531,000	3,499,000	114,684,000
大 潟 村	6,045,384	-	4,872,000	405,000	1,980,000	2,725,000	3,535,000	79,039,000
由 利 本 荘 市	114,178,287	-	27,575,000	4,593,000	22,588,000	31,197,000	88,541,000	1,901,747,000
に か ほ 市	38,076,490	-	10,295,000	1,647,000	8,072,000	11,137,000	23,309,000	589,559,000
大 仙 市	115,166,410	13,855,240	40,535,000	4,463,000	21,976,000	30,364,000	107,976,000	1,980,266,000
仙 北 市	35,092,915	-	11,422,000	1,250,000	6,132,000	8,460,000	23,696,000	645,003,000
美 郷 町	27,391,446	-	13,495,000	913,000	4,497,000	6,214,000	12,397,000	457,940,000
横 手 市	126,629,852	6,683,075	29,158,000	4,966,000	24,496,000	33,868,000	117,601,000	2,211,822,000
湯 沢 市	62,387,986	-	14,445,000	2,156,000	10,589,000	14,617,000	47,898,000	1,115,650,000
羽 後 町	19,967,917	-	5,409,000	643,000	3,164,000	4,370,000	10,309,000	344,723,000
東 成 瀬 村	3,567,018	-	1,610,000	95,000	473,000	656,000	3,262,000	59,233,000
合 計	1,453,523,659	109,642,960	296,252,000	62,459,000	307,173,000	424,227,000	1,571,583,000	22,705,528,000

注 算定基礎は次による。

- 1 個人県民税徴収取扱費交付金は、納税義務者数×3,000円等である。（第6 2「個人県民税徴収取扱費交付額」の注記参照）
- 2 ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の収入額の10分の7である。
- 3 自動車税環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の100分の44.65相当額を道路の延長及び面積であん分したものである。
- 4 県民税利子割交付金は、県民税利子割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 5 県民税配当割交付金は、県民税配当割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 6 県民税株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 7 法人事業税交付金は、法人事業税の収入額の100分の7.7相当額を市町村民税の法人税割額及び従業者数であん分したものである。
- 8 地方消費税交付金は、清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額について、市町村の人口及び従業者数（社会保障財源分については市町村の人口）であん分したものである。

5 納税貯蓄組合連合会補助金交付額

県連合会の事務に要する経費				対象事業に要する経費				
構成員数 a	(a×15,000)A	定額分 B	計 (A+B) ①	市町村数 c	(c×30,000)C	中学校数 d	(d×10,000)D	計(C+D)②
	円	円			円		円	円
8	120,000	620,000	740,000	9	270,000	41	410,000	680,000

補助金 返納額 ③	補助金 の額 (①+②-③)
円 351,260	円 1,068,740

注 この調は、秋田県納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付額について作成したものであり、交付基準は次による。

- 1 県連合会の事務に要する経費
県連合会の構成員（地区連合会（地区連合会がない地域にあつては市町村連合会））の数に15,000円を乗じた額に620,000円を加算した額
- 2 対象事業（※）に要する経費
対象事業において地区連合会又は市町村連合会が分担する市町村数に30,000円を乗じた額と、当該市町村に所在する中学校の数に10,000円を乗じた額との合算額
- 3 対象事業とは、全国納税貯蓄組合連合会が国税庁との共催により実施する中学生の「税についての作文」募集事業のうち、県連合会及びその構成員が分担して行う事業